

別府市移住応援給付金交付要綱

制定 令和4年6月28日
別府市告示第313号
令和4年10月21日
別府市告示第429号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進を図るため、予算の定めるところにより、移住応援給付事業として別府市移住応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による転入は除く。
- (2) 定住 転出又は転居をすることなく将来にわたって市内の一の場所（次条第4号イに該当する者にあつては、転出をすることなく将来にわたって市内）に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、移住をした者で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 移住の理由が職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による帰郷でないこと。
- (2) 令和4年4月1日以降に転入したこと。
- (3) 給付金の交付申請時において、定住をする意思を有していること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 別府市空き家バンク実施要綱（平成27年別府市告示第247号）第3条第3項に定める登録物件に居住している者であること。
 - イ 別表に定める分野を主たる業とし、実績のあるアーティスト又はクリエイターであつて、市長が認める者であること。
- (5) 国、別府市以外の地方自治体等から移住に関する補助金等及び別府市移住支援金交付要綱（令和2年別府市告示第184号）に定める移住支援金の交付を受けた者又は交付を受ける者でないこと。
- (6) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは
暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。

(7) 市区町村税を滞納していないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

（給付金の交付申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入
の日から1年以内に別府市移住応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲
げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第4号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類（同号
イに該当する者にあつては、実績を確認できるもの）

(2) 本人確認ができる書類

(3) 世帯員全員が記載されている住民票の写し

(4) 市区町村税の完納証明書

2 前項に規定する申請は、2月1日から3月31日までの間には行うことがで
きない。

（給付金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつた場合は、給付金の交付の適
否を審査の上、適当であると認めるときは、給付金の交付を決定し、別府市移
住応援給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとす
る。

（給付金の交付請求等）

第7条 前条の規定により給付金の交付決定の通知を受けた申請者は、給付金
の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日を経過し
た日又は当該交付決定の日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日ま
でに、別府市移住応援給付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなけれ
ばならない。

2 市長は、前項に規定する請求があつた場合は、速やかに給付金を交付するも
のとする。

（給付金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、給付金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該
当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消す
ことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認め
た場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し

- (2) 給付金の交付申請日から1年以内に主たる業を辞めた場合（第3条第4号イに該当する者に限る。） 全部の取消し
 - (3) 給付金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全部の取消し
 - (4) 給付金の交付申請日から3年以上5年以内に別府市から転出した場合 一部（交付決定額の半額相当分）の取消し
 - (5) その他この要綱の規定に違反した場合 全部又は一部（市長が定める額分）の取消し
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市移住応援給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該取り消しに係る申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、給付金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により返還を命ぜられた申請者は、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は前条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するために必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年10月21日別府市告示第429号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

分類	分野	事業例
アーティスト	芸術活動	美術、舞台芸術、音楽その他市長が認める事業
クリエイター	映像・コンテンツ制作	映像制作全般、ゲーム・アプリケーション制作、 WEB 制作、メディア業、写真、出版、編集その他市長が認める事業
	デザイン	グラフィック、プロダクト、 WEB デザイン、ファッションその他市長が認める事業